

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会的事業所、障害者働き・暮らし応援センター、委託相談支援事業所、障害者地域活動支援センター（Ⅰ型又はⅡ型）、日中一時支援事業所又は障害福祉サービスを行う事業所（以下「事業所等」という。）を設置している者で、その用地又は建物を事業所等の運営に参画する者以外の者から賃借しているものに対し、当該賃借料に係る経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象事業所)

第2条 この要綱による大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金（次条及び第4条（第3項を除く。）において「補助金」という。）の交付の対象となる事業所等（以下「補助対象事業所」という。）は、大津市社会的事業所運営事業費補助金交付要綱、大津市滋賀型地域活動支援センター運営事業費補助金交付要綱若しくは大津市障害者働き・暮らし応援センター事業費補助金交付要綱に基づく補助金（以下「事業費補助金」という。）の交付を受けている者（次条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、事業所等が開設された後には当該事業所等が事業費補助金の交付を受けることができるものであると市長が認めるものに限る。）、大津市相談支援事業実施要領に基づき相談支援事業の委託を受けている委託相談支援事業所、大津市障害者地域活動支援センター事業実施要領に基づき委託を受けている地域活動支援センター（Ⅰ型又はⅡ型に限る。）、大津市障害者日中一時支援事業実施要領に基づき日中一時支援事業の委託を受けている日中一時支援事業所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が運営する事業所（法第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所（大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号。以下「基準条例」という。）第101条第2項に規定する空床利用型事業所及び基準条例第111条の2に規定する共生型短期入所を行う事業所を除く。）、法第5条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所に限る。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者が運営する事業所（児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所に限る。）であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内で、事業所等の用地又は建物をその運営に参画する者以外の者から賃借し

ているもの

- (2) 事業所等の利用者（社会的事業所にあつては、大津市社会的事業所運営事業費補助金交付要綱第2条第2号に規定する障害者従業員。以下この号において同じ。）のうち市内に居住する利用者が半数を超えるもの。
- (3) 事業所等の設置主体が会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定める会社以外の者であつて、市内での事業実績が3年以上あるもの
- (4) 法第88条第1項の規定に基づき定めた大津市障害福祉計画に適合すると認められる事業所等であること。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象期間において補助対象事業所が負担した事業所等の用地又は建物の賃借料（以下「賃借料」という。）とする。

- 2 前項の賃借料には、補助対象事業所を開設する日前6か月までの期間に係る賃借料で、市長が当該補助対象事業所の新築工事等のために必要と認めるものを含むものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる期間、補助率及び補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象期間 当該年度において補助対象事業所が用地又は建物を実際に賃借する期間
- (2) 補助率 5分の4
- (3) 補助金の額 次に掲げる額のうちいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額

ア 賃借料の額から寄附金その他の収入を控除した額。ただし、補助対象事業所が、短期入所と共同生活援助とを一体として運営を行う基準条例第101条第1項に規定する併設事業所（以下「共同生活援助併設型短期入所事業所」という。）である場合であつて、補助対象期間における法第5条第17項に規定する共同生活援助の利用者から徴収すべき家賃収入（当該共同生活援助を行う事業者が定める運営規程に規定する家賃（賃借料に係るものに限り、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費（以下「特定障害者特別給付費」という。）を含む額をいう。）に当該運営規程に規定する定員数を乗じて得た額とする。）があるときは、当該家賃収入は、寄附金その他の収入に含まないものとする。

イ 200,000円に補助対象期間の月数を乗じて得た額（補助対象期間の開始日が月の初日以外の日であるとき、及び補助対象期間の終了日が月の末日以外の日であるときは、これらの日が属する月については、日割りにより計算した額）

2 補助対象事業所の用地又は建物について、補助対象事業所が行うこととされている事業（事業費補助金の交付を受けることがその要件とされているものについては、当該補助金の交付対象となる事業。以下「補助対象事業」という。）以外の事業（以下「補助対象外事業」という。）を行うときは、補助対象期間における賃借料の額を補助対象事業と補助対象外事業との当該建物の専有面積により按分し算出した額を前項第3号アに規定する賃借料の額とする。

3 共同生活援助併設型短期入所事業所に対する補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に第1項第2号に規定する補助率を乗じて得た額とする。

(1) 第1項第3号ア及びイに掲げる額のうちいずれか少ない額

(2) 第1項第3号アに掲げる額を補助対象事業と補助対象外事業との当該建物の専有面積により按分し算出した額

（交付申請書）

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 賃貸借契約概要調書（様式第2号又は様式第3号）

(2) 賃貸借契約書の写し

(3) 社会的事業所以外（短期入所を行う事業所を除く。）の事業所等にあつては利用者状況表（様式第4号）、社会的事業所にあつては障害者従業員状況表（様式第4号の2）

(4) 定款及び市長が必要と認めたもの（初年度申請時のみ）

(5) 収支予算書抄本（様式第5号）

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付決定取消通知書（様式第8号）又は大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により行うものとする。

（実績報告書）

第8条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 利用者状況表（様式第4号）（短期入所を行う事業所に限る。）
- (2) 大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金精算調書（様式第11号）（共同生活援助併設型短期入所事業所を除く。）
- (3) 大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金精算調書（様式第11号の2）（共同生活援助併設型短期入所事業所に限る。）
- (4) 賃貸借契約概要調書（様式第12号又は様式第13号）
- (5) 領収書（明細を記したものを含む。）の写し
- (6) 収支決算書抄本（様式第14号）

（確定通知書）

第9条 規則第15条の規定による通知は、大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金確定通知書（様式第15号）により行うものとする。

（交付請求書）

第10条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付請求書（様式第16号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第11条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付請求書（様式第17号）とする。

（取消通知書）

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により行うものとする。

（返還通知書）

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金返還通知書（様式第19号）により行うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 大津市障害者共同（働）作業所用地賃借料補助金交付要綱（平成8年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行し、平成12年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成１３年６月１日から施行し、平成１３年度の事業から適用する。

附 則

- １ この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。
- ２ 大津市精神障害者共同作業所用地等賃借料補助金交付要綱（平成１１年４月１日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成１６年１０月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。
- ２ この要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた共同（働）作業所が社会的事業所に移行したときは、平成１７年度に限り、社会的事業所の設置者として補助金の交付の決定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成１９年６月１日から施行し、平成１９年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、改正後の大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付要綱の規定は、平成２６年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

事業所等の名称

所在地

代表者

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金の交付について、次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交付申請金額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	(1) 賃貸借契約概要調書（様式第 2 号又は様式第 3 号） (2) 賃貸借契約書の写し (3) 利用者状況表（様式第 4 号）又は障害者従業員状況表（様式第 4 号の 2） (4) 定款及び市長が必要と認めたもの（初年度申請時のみ） (5) 収支予算書抄本（様式第 5 号）

様式第 2 号（第 5 条関係）

賃貸借契約概要調書（用地）

賃借人	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
賃貸人	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
借地の地番		大津市
借地の面積		・のうち ・
賃借料		年額 円（ 年 月～ 年 月分）
契約期間		年 月 日 ～ 年 月 日
賃借料の支払方法		年一括払 ・ 月 賦 ・ その他（ ）
運営規程に規定する 家賃の額 ※ 1		円（ 円/月・定員 人） （ 年 月 から 年 月分まで）

専有比率（当該土地にある建物の面積の専有比率により算出）

補助対象外サービス 内容	
補助対象外サービス との面積按分 ※ 2	補助対象専有面積 m ² ：対象外専有面積 m ²
専有比率 ※ 3	%

※ 1 共同生活援助併設型短期入所事業所にあつては、運営規程に規定する家賃の額（特定障害者特別給付費を含む場合にあつてはその額を、別途設定している場合にあつては家賃との合計額）を記入すること。

※ 2 建物の共有部分を除く延床面積

※ 3 専有比率は、補助対象専有面積比率を、小数点第 2 位で四捨五入して小数点第 1 位まで％で記入

（注） 建物の各専有部分を明示し、寸法が記入された平面図を添付すること。

様式第 3 号（第 5 条関係）

賃貸借契約概要調書（建物）

賃借人	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
賃貸人	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
建物の構造及び床面積		造 .
賃借料		年額 円 (年 月 ~ 年 月分)
契約期間		年 月 日 ~ 年 月 日
賃借料の支払方法		年一括払 ・ 月 賦 ・ その他 ()
運営規程に規定する 家賃の額 ※ 1		円 (円/月・定員 人) (年 月 から 年 月分まで)

専有比率（借用建物の面積の専有比率により算出）

補助対象外サービス 内容	
補助対象外サービス との面積按分 ※ 2	補助対象専有面積 m ² : 対象外専有面積 m ²
専有比率 ※ 3	%

※ 1 共同生活援助併設型短期入所事業所にあつては、運営規程に規定する家賃の額（特定障害者特別給付費を含む場合にあつてはその額を、別途設定している場合にあつては家賃との合計額）を記入すること。

※ 2 建物の共有部分を除く延床面積

※ 3 専有比率は、補助対象専有面積比率を、小数点第 2 位で四捨五入して小数点第 1 位まで％で記入すること。

（注） 建物の各専有部分を明示し、寸法が記入された平面図を添付すること。

様式第4号（第5条関係）

利用者状況表

事業所名

(1) 利用者

[illegible]

(2) 利用者数

利用者のうち大津市内に居住する者	合計	人
利用者のうち大津市外に居住する者	合計	人

様式第 4 号の 2 (第 5 条関係)

障害者従業員状況表

事業所名

(1) 障害者従業員

[illegible]

(2) 障害者従業員数

障害者従業員のうち大津市内に居住する者	合計	人
障害者従業員のうち大津市外に居住する者	合計	人

収 支 予 算 書 抄 本

（収入）

項 目	予算額（円）	備 考
合 計		

（支出）

項 目	予算額（円）	備 考
合 計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

作業所等の名称
所 在 地
代 表 者

様式第 6 号（第 6 条関係）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交付決定金額	円
交付条件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 年 月 日までに大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業実績報告書を提出すること。

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第 5 条第 2 項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第 7 号（第 6 条関係）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交付申請金額	円
交付しないことと 決定した理由	

様式第 8 号（第 7 条関係）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業
交付決定金額	円
取消金額	円
取消し後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第 9 号（第 7 条関係）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市社会的事業所等
用地等賃借料補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付
規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業
交付決定金額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第 1 0 号（第 8 条関係）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）
大津市長

事業所等の名称
所在地
代表者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
添付書類	(1) 利用者状況表（様式第 4 号）（短期入所を行う事業所に限る。） (2) 大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金精算調書（様式第 1 1 号）（共同生活援助併設型短期入所事業所を除く。） (3) 大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金精算調書（様式第 1 1 号の 2）（共同生活援助併設型短期入所事業所に限る。） (4) 賃貸借契約概要調書（様式第 1 2 号又は様式第 1 3 号） (5) 領収書（明細を記したものを含む。）の写し (6) 収支決算書抄本（様式第 1 4 号）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金精算調書

（単位：円）

対象経費 の支出額	寄附金その 他の収入	差 引 額	専有面積 比 率 ※ 1	補助基本額 (c) × (d)	基 準 額 ※ 2	選 定 額 (e) と (f) を 比較して少な い 方 の 金 額	補 助 率	補 助 額 (g) × (h)	備 考
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	

※ 1 専有面積比率は、％で記入すること。

※ 2 基準額は、200,000円を月額として補助対象期間に応じて算定した額（賃借期間が1月に満たない場合にあつては、200,000円を基礎として日割により算定した額）を記入すること。

様式第 1 1 号の 2 （第 8 条関係）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金精算調書（共同生活援助併設型短期入所事業所用）

（単位：円）

対象経費 の支出額	寄附金 その他 の収入 ※ 1	家賃収入 ※ 2	差 引 額 (a) - (b)	専有面積 比 率 ※ 3	補助基本額 (c) × (d)	基 準 額 ※ 4	選 定 額 (c) と (e) と (f) を比較し て少ないも のの金額 (g)	補 助 率 (h)	補 助 額 (h) × (i)	備 考
(a)	(b)		(c)	(d)	(e)	(f)			(i)	

※ 1 寄付金その他の収入には、共同生活援助の利用者から徴収した家賃の額以外の収入を記入すること。

※ 2 運営規程に規定する家賃の額（賃借料に係るものに限る。なお、特定障害者特別給付費を含む場合はその額を、別途設定している場合は家賃との合計額）を記入すること。

※ 3 専有面積比率は、％で記入すること。

※ 4 基準額は、200,000円を月額として補助対象期間に応じて算定した額（賃借期間が1月に満たない場合にあっては、200,000円を基礎として日割により算定した額）を記入すること。

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

賃貸借契約概要調書（用地）

賃借人	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
賃貸人	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
借地の地番		大津市
借地の面積		・のうち
賃借料		年額 円（ 年 月～ 年 月分）
契約期間		年 月 日 ～ 年 月 日
賃借料の支払方法		年一括払 ・ 月 賦 ・ その他（ ）
運営規程に規定する 家賃の額 ※1		円（ 円/月・定員 人） （ 年 月 から 年 月分まで）

専有比率（当該土地にある建物の面積の専有比率により算出）

補助対象外サービス 内容	
補助対象外サービス との面積按分 ※2	補助対象専有面積 m ² ：対象外専有面積 m ²
専有比率 ※3	%

※1 共同生活援助併設型短期入所事業所にあつては、運営規程に規定する家賃の額（特定障害者特別給付費を含む場合にあつてはその額を、別途設定している場合にあつては家賃との合額）を記入すること。

※2 建物の共有部分を除く延床面積

※3 専有比率は、補助対象専有面積比率を、小数点第2位で四捨五入して小数点第1位まで%で記入

(注) 建物の各専有部分を明示し、寸法が記入された平面図を添付すること。

(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)

様式第 13 号（第 8 条関係）

賃貸借契約概要調書（建物）

賃借人	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
賃貸人	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
建物の構造及び床面積		造 ・
賃借料		年額 円（ 年 月～ 年 月分）
契約期間		年 月 日 ～ 年 月 日
賃借料の支払方法		年一括払 ・ 月 賦 ・ その他（ ）
運営規程に規定する 家賃の額 ※1		円（ 円/月・定員 人） （ 年 月 から 年 月分まで）

専有比率（借用建物の面積の専有比率により算出）

補助対象外サービス 内容	
補助対象外サービス との面積按分 ※2	補助対象専有面積 m ² ：対象外専有面積 m ²
専有比率 ※3	%

※ 共同生活援助併設型短期入所事業所にあつては、運営規程に規定する家賃の額（特定障害者特別給付費を含む場合にあつてはその額を、別途設定している場合にあつては家賃との合額）を記入すること。

※2 建物の共有部分を除く延床面積

※3 専有比率は、補助対象専有面積比率を、小数点第2位で四捨五入して小数点第1位まで%で記入

（注）建物の各専有部分を明示し、寸法が記入された平面図を添付すること。

（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）

収 支 決 算 書 抄 本

（収入）

項 目	決算額（円）	備 考
合 計		

（支出）

項 目	決算額（円）	備 考
合 計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

作業所等の名称
所 在 地
代 表 者

様式第 1 5 号（第 9 条関係）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交付確定金額	円

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

事業所等の名称

所在地

代表者



年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補助年度		年度
補助事業の名称		大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業
交付確定金額		円
交付請求金額		円
振込先 金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通 ・ 当座
	口座名義	
添付書類		

様式第 1 7 号（第 1 1 条関係）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

事業所等の名称

所在地

代表者

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり一括（分割）請求します。

補助年度		年度	
補助事業の名称		大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業	
交付決定金額		円	
補助金を一括（分割） 請求する理由			
補助金の既交付金額		円	
交付請求金額		円	
振込先 金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店	
	口座番号	普通 ・ 当座	
	口座名義		
添付書類			

様式第 1 8 号（第 1 2 条関係）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市社会的事業所等
用地等賃借料補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交
付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業
交付決定（確定）金額	円
取消金額	円
取消し後の交付決定 （確定）金額	円
取消しをした理由	

様式第 1 9 号（第 1 3 条関係）

大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市社会的事業所等
用地等賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次
のとおり返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期限	年 月 日まで
補助年度	年度
補助事業の名称	大津市社会的事業所等用地等賃借料補助事業
交付決定金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交付確定金額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9
条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに
納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。